

土木工事積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日
(令和7年(2025年)4月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考																		
河川編 205 樋門・樋管工 運用資料 205-010 樋門樋管据付	樋 -11	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表1.5 電気溶接機運転単価表 (1日当り)</caption> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>ディーゼルエンジン付 200A (第2次基準値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽 油</td> <td>L</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td>日</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	単 位	ディーゼルエンジン付 200A (第2次基準値)	軽 油	L	1.3	機 械 損 料	日	1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表1.5 電気溶接機運転単価表 (1日当り)</caption> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>ディーゼルエンジン付 200A (第2次基準値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽 油</td> <td>L</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td>日</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	単 位	ディーゼルエンジン付 200A (第2次基準値)	軽 油	L	1.2	機 械 損 料	日	1	軽油数量の 訂正
名 称	単 位	ディーゼルエンジン付 200A (第2次基準値)																				
軽 油	L	1.3																				
機 械 損 料	日	1																				
名 称	単 位	ディーゼルエンジン付 200A (第2次基準値)																				
軽 油	L	1.2																				
機 械 損 料	日	1																				

1-2 機械経費

205-010-02 据付機械経費

小形水門	施工単価コード	DX137800
管理橋	施工単価コード	DX137900
付属設備単独据付	施工単価コード	DX138000
電気溶接機	施工単価コード	DX138100

- (1) 設備の据付に必要なクレーン車の運転日数は表1.2、表1.3によるものとする。
 (2) 各種クレーンは賃料とする。

表1.2 クレーン車運転日数（小形水門）

対象設備		機種	規格	標準運転日数	区分別構成		
					扉体	戸当り	開閉機
小形水門	プレートガーダ構造 ローラ・スライドゲート	各種クレーン	(注) 3による	D = 3日	1日	1日	1日

- (注) 1. Dは、設備1門当りの運転日数である。
 2. 本表は、据付現場が仮締切内等で、ドライ施工が可能な場合の標準的なクレーンの規格と運転日数である。施工条件が異なる場合は、本表によらず別途積み上げるものとする。
 3. 小形水門のクレーン能力は、最大部材質量、作業半径等を考慮して決定する。

表1.3 ラフテレーンクレーン運転日数（鋼製付属設備）

区分	クレーン車運転日数（日）	クレーン車の規格
管理橋（単独据付）	D = 0.2	(注) 4
付属設備（単独据付）	D = 0.1	4.9 t 吊

- (注) 1. 小形水門と一括据付の付属設備は、小形水門に含まれる。
 2. 管理橋の（D）は、運転日数（日／橋）である。
 3. 単独据付の付属設備の（D）は、1基当り運転日数（日／基）である。
 4. ラフテレーンクレーンの規格については、据付質量、作業半径、作業高、その他の据付条件並びに他工種等との関連なども勘案して選定するものとする。

- (3) 設備の据付に必要な電気溶接機の運転日数は表1.4によるものとする。

表1.4 溶接機の規格及び運転日数（小形水門）

対象設備		機種	規格	標準運転日数	適用
小形水門	プレートガーダ構造 ローラ・スライドゲート	交流アーク溶接機又は エンジン駆動溶接機	200A	D = 4日	

- (注) 1. 運転日数（D）は、設備1門当りの日数である。
 2. 溶接機の運転日当りの標準運転時間は、5時間とする。

表1.5 電気溶接機運転単価表

（1日当り）

名称	単位	ディーゼルエンジン付 200A（第2次基準値）
軽油	L	12
機械損料	日	1